

**PATENT ASSIGNMENT**

Electronic Version v1.1  
 Stylesheet Version v1.1

SUBMISSION TYPE:	NEW ASSIGNMENT
NATURE OF CONVEYANCE:	CHANGE OF NAME
CONVEYING PARTY DATA	
Name	Execution Date
CITIZEN WATCH CO., LTD.	04/01/2007
RECEIVING PARTY DATA	
Name:	CITIZEN HOLDINGS CO., LTD.
Street Address:	1-12, Tanashi-cho- 6-chome
Internal Address:	Nishitokyo-shi
City:	Tokyo
State/Country:	JAPAN
PROPERTY NUMBERS Total: 1	
Property Type	Number
Patent Number:	6579428
CORRESPONDENCE DATA	
Fax Number:	(312)474-0448
<i>Correspondence will be sent via US Mail when the fax attempt is unsuccessful.</i>	
Phone:	312-474-6300
Email:	asimmons@marshallip.com
Correspondent Name:	Alisa Simmons of Marshall Gerstein et al
Address Line 1:	233 South Wacker Drive
Address Line 2:	6300 Sears Tower
Address Line 4:	Chicago, ILLINOIS 60606-6357
ATTORNEY DOCKET NUMBER:	19036/37668
NAME OF SUBMITTER:	Alisa C. Simmons

CH \$40.00 6579428

Total Attachments: 12  
 source=DOC033#page1.tif  
 source=DOC033#page2.tif  
 source=DOC033#page3.tif

source=DOC033#page4.tif  
source=DOC033#page5.tif  
source=DOC033#page6.tif  
source=DOC033#page7.tif  
source=DOC033#page8.tif  
source=DOC033#page9.tif  
source=DOC033#page10.tif  
source=DOC033#page11.tif  
source=DOC033#page12.tif

**DECLARATION**

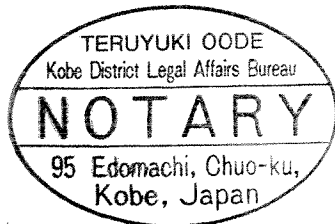
I, the undersigned, Shiho KURAMITSU of 27-3-204, Sakaemachi, Kawanishi-shi, Hyogo, Japan hereby declare that I am conversant with the Japanese and English languages and the foregoing is, to the best of my knowledge and belief, a true Extractive English translation, made by me, of the accompanying certified copy of Company Register of CITIZEN HOLDINGS CO., LTD.

Dated this 10<sup>th</sup> day of July, 2007

*Shiho Kuramitsu*

JUL. 10. 2007  
*Teruyuki Oode*  
~~340~~ 342

Subscribed before me



*Teruyuki Oode*



(EXTRACTIVE TRANSLATION OF  
A CERTIFIED COPY OF COMPANY REGISTER)

COMPANY NAME: CITIZEN WATCH CO., LTD.

*changed as of* April 1, 2007

*to :* CITIZEN HOLDINGS CO., LTD.

*recorded as of* April 2, 2007

HEAD OFFICE

LOCATED AT: 1-12, Tanashi-cho 6-chome, Nishitokyo-shi, Tokyo

ESTABLISHED ON: May 28, 1930

This is to certify that this document is a true copy from the company register.

Dated: April 25, 2007

Haruo HIRUMA, Registrar of  
Tokyo Legal Affairs Bureau  
Tanashi Branch (Seal)



現在事項全部証明書

東京都西東京市田無町六丁目1番12号  
シチズンホールディングス株式会社  
会社法人等番号 0127-01-004744

商号	シチズン時計株式会社	
	シチズンホールディングス株式会社	平成19年 4月 1日変更 平成19年 4月 2日登記
本店	東京都西東京市田無町六丁目1番12号	
公告をする方法	電子公告とする。 http://www.citizen.co.jp/ir/koukoku/index.html ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。	平成18年 6月28日変更 平成18年 7月19日登記
	会社成立の年月日 昭和5年5月28日	
目的	<p>当社は、次の事業を営むこと、並びに次の事業を営む会社および外国会社の株式または持分を所有することにより、当該会社の事業活動を支配し、管理することを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 各種時計類およびその部分品の製造並びに販売</li> <li>2. 工作機械および工具類の製造並びに販売</li> <li>3. 計器類の製造並びに販売</li> <li>4. 写真機およびその部分品の製造並びに販売</li> <li>5. 事務用機器およびその部分品の製造並びに販売</li> <li>6. 各種スポーツ施設および娯楽施設の経営並びに賃貸借</li> <li>7. 土地建物その他の不動産およびこれらに附帯する動産の売買並びに賃貸借</li> <li>8. 電子機器およびその部分品の製造並びに販売</li> <li>9. 医療用機器およびその部分品の製造、販売並びに輸出入</li> <li>10. 玩具、遊戯用機器、スポーツ用具の製造並びに販売</li> <li>11. 食器類の製造並びに販売</li> <li>12. 宝石、貴金属およびその装飾品の製造並びに販売</li> <li>13. 眼鏡製品、光学機器およびその部分品の製造並びに販売</li> <li>14. プラスチック製容器の製造並びに販売</li> <li>15. 自動車用部品の製造並びに販売</li> <li>16. 旅行業法に基づく旅行業</li> <li>17. 損害保険代理業並びに生命保険の募集に関する業務</li> <li>18. 一般労働者派遣事業</li> <li>19. 金融業</li> <li>20. 前各号に附帯する一切の業務</li> </ol> <p style="text-align: right;">平成19年 4月 1日変更 平成19年 4月 2日登記</p>	

整理番号 セ000681

\* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

1/8

東京都西東京市田無町六丁目1番12号  
 シチズンホールディングス株式会社  
 会社法人等番号 0127-01-004744

単元株式数	100株	平成16年 9月 1日変更
		平成16年 9月 1日登記
発行可能株式総数	9億5975万2000株	平成18年 3月 3日変更
		平成18年 3月 14日登記
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 3億8035万3809株	平成18年 3月 3日変更
		平成18年 3月 14日登記
株券を発行する旨 の定め	当会社の株式については、株券を発行する	平成17年法律第87号第1 36条の規定により平成18 年 5月 2日登記
資本金の額	金326億4889万1137円	
株主名簿管理人の 氏名又は名称及び 住所並びに営業所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社本店 平成17年10月 1日変更	平成17年10月 5日登記
役員に関する事項	取締役 梅原 誠	平成18年 6月 28日重任 平成18年 7月 19日登記
	取締役 永井 庸夫	平成18年 6月 28日重任 平成18年 7月 19日登記
	取締役 金森 充行	平成18年 6月 28日重任 平成18年 7月 19日登記
	取締役 山田 修	平成18年 6月 28日重任 平成18年 7月 19日登記
	取締役 杉本 健司	平成18年 6月 28日重任 平成18年 7月 19日登記
	取締役 平石 久人	平成18年 6月 28日重任 平成18年 7月 19日登記
	取締役 古河 利夫	平成18年 6月 28日重任 平成18年 7月 19日登記

整理番号 セ000681

\* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

2 / 8



東京都西東京市田無町六丁目1番12号  
 シチズンホールディングス株式会社  
 会社法人等番号 0127-01-004744

	取締役	榎澤敬	平成18年 6月28日重任
			平成18年 7月19日登記
	取締役	鈴木孝男	平成18年 6月28日就任
			平成18年 7月19日登記
	埼玉県狭山市入間川二丁目19番38号804 代表取締役	梅原誠	平成18年 6月28日重任
			平成18年 7月19日登記
	監査役	山崎安弘	平成16年 6月29日重任
			平成16年 7月13日登記
	監査役 (社外監査役)	大川康寛	平成17年 6月29日就任
			平成17年 7月12日登記
			平成18年 6月16日社外 監査役の登記
	監査役	飯島祥介	平成18年 6月28日就任
		平成18年 7月19日登記	
監査役	早坂建(社外監査役)	平成18年 6月28日就任	
		平成18年 7月19日登記	
会計監査人	監査法人日本橋事務所	平成18年 6月28日重任	
		平成18年 7月19日登記	
取締役等の会社に対する責任の免除に関する規定	<p>(1) 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の取締役(取締役であった者を含む。)の責任を法令の限度において免除することができる。</p> <p>(2) 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、監査役(監査役であった者を含む。)の責任を法令の限度において免除することができる。</p> <p>平成18年 6月28日変更 平成18年 7月19日登記</p>		
社外取締役等の会社に対する責任の制限に関する規定	<p>当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、同法第423条第1項の責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、1,000万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する最低責任限度額のいずれか高い額とする。</p> <p>平成18年 6月28日変更 平成18年 7月19日登記</p>		

整理番号 セ000681 \* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

3/8

	<p>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第1項の責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、1,000万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する最低責任限度額のいずれか高い額とする。</p> <p style="text-align: right;">平成18年 6月28日設定 平成18年 7月19日登記</p>
<p>新株予約権</p>	<p>2009年満期円貨建転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権                  新株予約権の数                  4600個                  新株予約権の目的たる株式の種類及び数                  普通株式                  本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を新たに発行又はこれに代えて当社の有する当社普通株式を移転（以下当社普通株式の発行又は移転を当社普通株式の「交付」という）する数は、行使請求に係る本社債の発行価額（各本社債につき500万円）の総額を本新株予約権の行使に際して払込をなすべき1株あたりの額（転換価額）で除した数とする。但し、行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。本新株予約権の行使により単元未満株式が発生する場合には、商法に定める単元未満株式の買取請求権が行使されたものとして現金により精算する。</p> <p>各新株予約権の発行価額                  無償</p> <p>各新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額                  ① 各本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額は、本社債の発行価額と同額とする。                  ② 本新株予約権の行使に際して払込をなすべき1株あたりの額（転換価額）は、当初834円とする。                  ③ 転換価額は、本新株予約権付社債の発行後、当社が当社普通株式の時価を下回る発行価額又は処分価額で当社普通株式を発行又は処分する場合には、次の算式により調整される。なお、次の算式において、「既発行株式数」は当社の発行済普通株式総数（但し、普通株式に係る自己株式数を除く）をいう。</p> $\text{調整後 調整前 転換価額} = \text{転換価額} \times \frac{\text{既発行} + \frac{\text{新発行} \cdot \text{1株あたりの} \cdot \text{処分株式数} \times \text{発行} \cdot \text{処分価額}}{\text{時 価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行} \cdot \text{処分株式数}}$ <p>また、転換価額は、当社普通株式の分割・併合、当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む）の発行等が行われる場合その他一定の事由が生じた場合にも適宜調整される。</p> <p>金銭以外の財産を各新株予約権の行使に際して出資する旨並びに内容及び価額                  本新株予約権付社債権者が本新株予約権を行使したときは本社債の全額の償還に代えて当該本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額の全額の払込とする請求があったものとみなす。</p> <p style="text-align: right;">平成18年 5月 1日変更 平成18年10月13日登記</p> <p>新株予約権を行使することができる期間                  2002年10月21日から2009年9月23日（本社債の繰上償還の場合には当該償還日の前銀行営業日）の営業終了時（現地時間）まで</p>



新株予約権の行使の条件（払込価額及び行使期間を除く。）

当社が本社債につき期限の利益を喪失した場合には、以後本新株予約権を行使することはできないものとする。また、各本新株予約権の一部行使はできないものとする。なお、本新株予約権付社債権者が2007年9月7日付で本社債の期限前償還の請求を行うときは、その支払いの完済を条件として、当該本社債に係る本新株予約権を放棄するものとする。

会社が新株予約権を消却することができる事由及び消却の条件

（会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件）

当社が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となることを当社の株主総会で決議した場合、2005年10月7日以降株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値が30連続取引日（終値のない日を除く）にわたり当該各取引日に適用のある転換価額の130%以上であった場合、又は日本国の税制の変更により本社債に関する次回の支払に関し一定の特約に基づく追加額の支払の必要があることを受託会社に了解させた場合、当社は、一定の条件の下、本社債の全部を繰上償還することができ、かかる場合同時に本新株予約権の全部を無償で取得する。

平成18年 5月 1日変更 平成18年10月13日登記

第1回新株予約権

新株予約権の数

206個

新株予約権の申込の総数が下記の新株予約権の総数に達しない場合は、その申込の総数をもって新株予約権の総数とする。なお、各新株予約権の目的たる株式の数は普通株式1000株とする。ただし、普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合には、各新株予約権の目的たる株式の数は次の算式により調整されるものとする。

調整後株式＝調整前株式×分割・併合の比率

また、合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合には、その他これらの場合に準じて各新株予約権の目的たる株式の数にも調整すべき場合にも必要かつ合理的範囲で、各新株予約権の目的たる株式の数は適切により調整されるものとする。なお、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。

平成18年 9月30日変更 平成18年10月13日登記

新株予約権の目的たる株式の種類及び数

普通株式 20万6000株

新株予約権の申込の総数が新株予約権の総数に達しない場合は、申込がなされた新株予約権の総数に定める各新株予約権の目的たるの株式の数を乗じた数をもって新株予約権の目的たる株式の数とする。ただし、上記により、各新株予約権の目的たる株式の数が調整される場合には、調整後株式数に発行する新株予約権の総数を乗じた数に調整されるものとする。

平成18年 9月30日変更 平成18年10月13日登記

各新株予約権の発行価額

無償



各新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額

各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき金額は、各新株予約権の行使により発行または移転する株式1株当りの払込金額（以下、「行使価額」という。）に各新株予約権の目的たる株式の数を乗じた金額とする。行使価額は、新株予約権を発行する日（以下、「発行日」という。）の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（以下、「終値」という。）の平均値に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。ただし、その金額が発行日の終値（当該日に取引が成立しない場合は、それに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、当該終値を行使価額とする。

行使価額の調整

(1) つぎの①または②の事由が生ずる場合、行使価額はそれぞれ定める算式（以下、「行使価額調整式」という。）により、調整されるものとし、調整による生じる1円未満の端数はこれを切り上げる。

①普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

②普通株式につき時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使の場合を除く。）

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行} \cdot 1 \text{株当りの株式数} \times \text{払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

(2) 上記(1)①および②に定める場合の他、合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて各新株予約権の目的たる株式の数にも調整すべき場合にも必要かつ合理的範囲で、行使価額は適切により調整されるものとする。

新株予約権を行使することができる期間

平成17年7月1日から平成20年6月30日まで

新株予約権の行使の条件（払込価額及び行使期間を除く。）

各新株予約権の一部行使はできないものとする

平成15年10月10日登記

第2回新株予約権

新株予約権の数

9910個

新株予約権の申込の総数が下記の新株予約権の総数に達しない場合は、その申込の総数をもって新株予約権の総数とする。なお、各新株予約権の目的たる株式の数は普通株式100株とする。ただし、普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合には、各新株予約権の目的たる株式の数は次の算式により調整されるものとする。

$$\text{調整後株式} = \text{調整前株式} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合には、その他これらの場合に準じて各新株予約権の目的たる株式の数にも調整すべき場合にも必要かつ合理的範囲で、各新株予約権の目的たる株式の数は適切により調整されるものとする。なお、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。

	<p>新株予約権の目的たる株式の種類及び数          普通株式 99万1000株</p> <p>新株予約権の申込の総数が新株予約権の総数に達しない場合は、申込がなされた新株予約権の総数に定める各新株予約権の目的たるの株式の数を乗じた数をもって新株予約権の目的たる株式の数とする。ただし、上記により、各新株予約権の目的たる株式の数が調整される場合には、調整後株式数に発行する新株予約権の総数を乗じた数に調整されるものとする。</p> <p>各新株予約権の発行価額          無償</p> <p>各新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額          各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき金額は、各新株予約権の行使により発行または移転する株式1株当りの払込金額（以下、「行使価額」という。）に各新株予約権の目的たる株式の数を乗じた金額とする。行使価額は、新株予約権を発行する日（以下、「発行日」という。）の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（以下、「終値」という。）の平均値に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。ただし、その金額が発行日の終値（当該日に取引が成立しない場合は、それに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、当該終値を行使価額とする。</p> <p>行使価額の調整          (1) つぎの①または②の事由が生ずる場合、行使価額はそれぞれ定める算式（以下、「行使価額調整式」という。）により、調整されるものとし、調整による生じる1円未満の端数はこれを切り上げる。          ①普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合  <math display="block">\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}</math>         ②普通株式につき時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使の場合を除く。）  <math display="block">\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}{\text{既発行株式数} \times \text{払込金額} + \text{新規発行株式数}}</math>         (2) 上記(1)①および②に定める場合の他、合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額を調整すべき場合にも、必要かつ合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものとする。</p> <p>新株予約権を行使することができる期間          平成19年7月1日から平成22年6月30日まで          新株予約権の行使の条件（払込価額及び行使期間を除く。）          各新株予約権の一部行使はできないものとする。</p> <p style="text-align: right;">平成17年10月19日登記</p>
<p>取締役会設置会社に関する事項</p>	<p>取締役会設置会社</p> <p style="text-align: right;">平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年5月2日登記</p>

東京都西東京市田無町六丁目番12号  
シチズンホールディングス株式会社  
会社法人等番号 0127-01-004744

監査役設置会社に関する事項	監査役設置会社	平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年5月2日登記
監査役会設置会社に関する事項	監査役会設置会社	平成18年6月16日登記
会計監査人設置会社に関する事項	会計監査人設置会社	平成18年6月16日登記

これは登記簿に記録されている現に効力を有する事項の全部であることを証明した書面である。

平成19年4月25日

東京法務局田無出張所  
登記官

比留間治夫



整理番号 セ000681

\* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

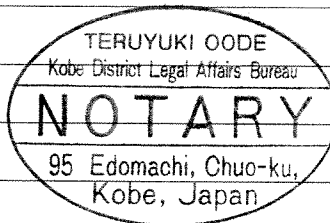
8/8

25

登簿平成18年第342号

認 証

囑託人 倉光志保 は本職の面前で添付書面に  
署名 した。



よって認証する。

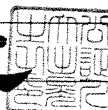
平成18年7月10日

本職役場に於て

神戸市中央区江戸町95番地

神戸地方法務局所属

公証人

大出光之 

公 証 人 役 場

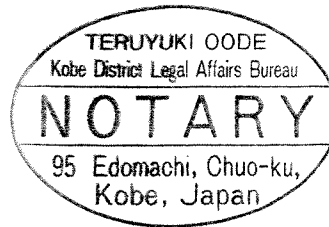


Registered Number 3 4 2

Date 10. JUL. 2007

NOTARIAL CERTIFICATE

This is to certify that **SHIHO KURAMITSU**  
has affixed her signature in my very presence to the  
attached document.



*Teruyuki Oode*

TERUYUKI OODE

Notary

95 Edomachi, Chuo-Ku,

Kobe, Japan

Kobe District Legal Affairs Bureau

(面前人)